

神奈川県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金(第7弾)

申請の手引き



■ 申請受付期間

令和3年7月28日(水)～8月31日(火)

■ 神奈川県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(再度の申請受付)について」

神奈川 協力金 申請再受付

検索

最新の情報は、必ず県ホームページをご確認いただくか、問合せ先(P9)までお問合せください。

目次

1. 協力金(第7弾)とは? P 1
2. どんな店舗が対象なの? P 2
3. 申請書はどう書くの? P 3
4. 必要な提出書類は? P 7
5. どのように申請するの? P 9
6. よくあるお問合せ P10
7. 金融機関コード P11

1. 協力金(第7弾)とは?

主旨

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等に対して、時短営業を要請しました。

対象となる店舗を運営し、時短営業又は休業にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)」を交付します。

要請内容

	①緊急事態宣言中	②緊急事態宣言解除後
対象期間	令和3年3月8日(月)～3月21日(日)	令和3年3月22日(月)～3月31日(水)
対象地域	県内全域	県内全域
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等	
要請内容	5時～20時の時短営業 (酒類の提供は11時～19時)	5時～21時の時短営業 (酒類の提供時間は11時～20時)

申請 受付期間

<郵送申請>

令和3年**7月28日(水)**～**8月31日(火)**(当日消印有効)

※申請受付期間を超えた場合、受付はできませんので、あらかじめご承知おきください

協力金

1店舗あたり最大 **124万円**

- ①緊急事態宣言中:「時短営業した日数」×6万円を交付します。
- ②緊急事態宣言解除後:「時短営業した日数」×4万円を交付します。

「時短営業した日数」とは

○:時短営業した日 ×:時短営業しなかった日 ☆:定休日

★:従来の営業時間が20時(3月22日以降は21時)より前の日 ※交付対象期間は表中の網掛け部分です。

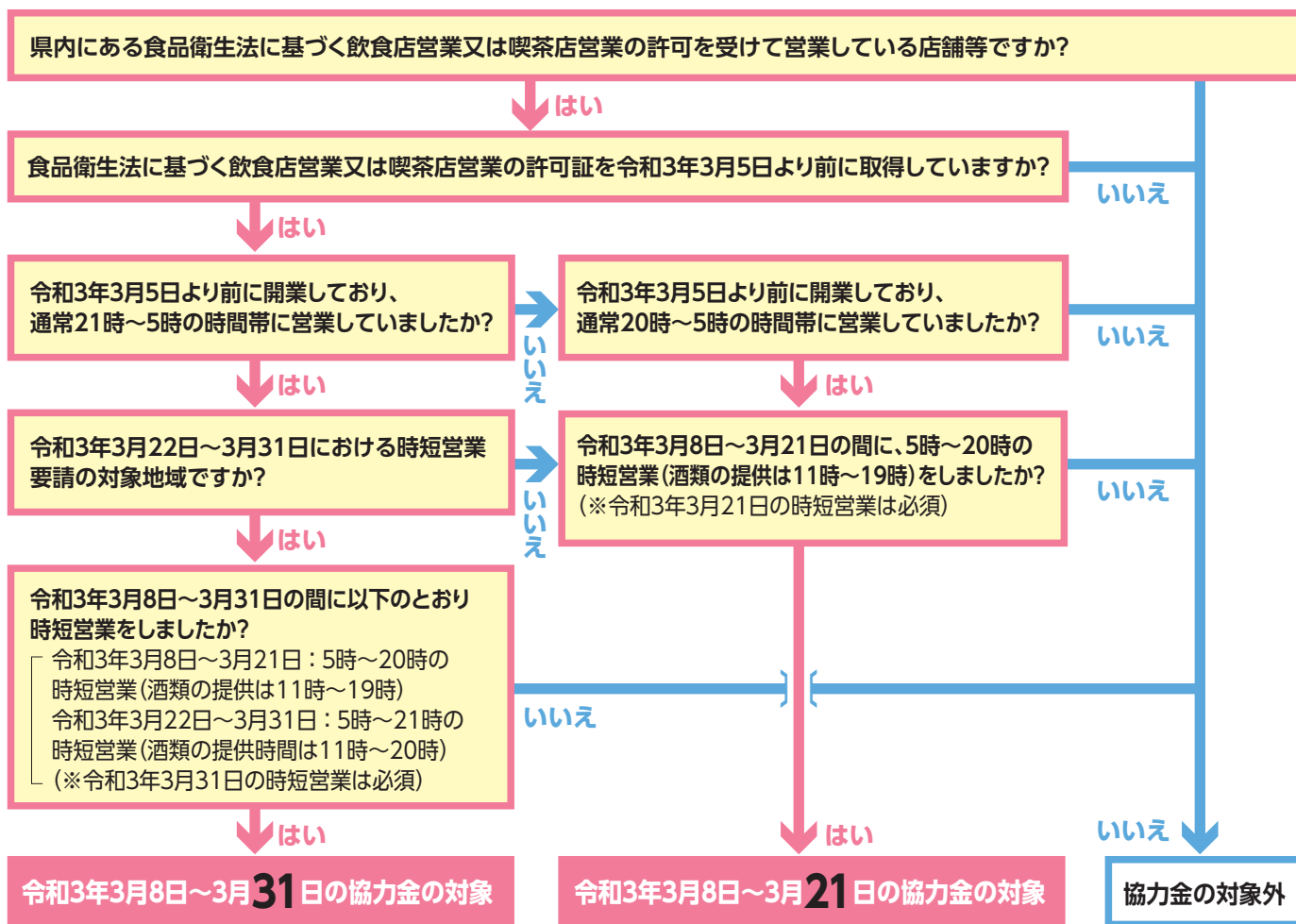
日 NO	3/8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	3/8～3/31	124万円	時短営業を開始した日から令和3年3月31日まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が20時(3月22日以降は21時)より前の日があっても対象です。
2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3/19～3/31	58万円	
3	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3/9～3/31	118万円	
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3/8～3/21	84万円	3月22日以降の要請内容は、「5時～21時の時短営業」のため、従来の営業時間が21時より前である店舗は、3月22日から3月31日は交付対象外です。
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	3/31	4万円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。	
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	★	★	★	★	★	★	★	★	★	なし	0万円		
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円		
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円		

2. どんな店舗が対象なの？

第7弾要請時点の状況に照らし合わせてご確認をお願いします。

対象店舗

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗である
2. 令和3年3月5日より前に開業していて、営業の実態がある
3. 令和3年3月5日より前に、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている。また、当該許可の有効期限が令和3年3月31日以降である
4. 令和3年3月5日より前から20時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、緊急事態宣言中の令和3年3月8日～3月21日の間に、5時～20時の時短営業（酒類の提供は11時～19時）、緊急事態宣言解除後の令和3年3月22日～3月31日の間に、5時～21時の時短営業（酒類の提供時間は11時～20時）又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示している
7. 「マスク飲食」を推奨している（第7弾から交付要件として追加）



※通常21時～5時の時間帯に営業していない店舗は、緊急事態宣言解除後は時短営業要請の対象となりません。

- ・ 協力金は1店舗あたり最大84万円となります。
- ・ 営業許可証の有効期限が令和3年3月21日以降であることが必要です。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） 交付申請書 記入例①

再受付

様式（第5条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）交付申請書

① 令和 3 年 4 月 1 日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの夜間営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、別紙記載の誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方													
本店所在地	〒	231	—	8588	神奈川県	都・道 府・県	横浜	市・区 町・村					
	中区日本大通1												
法人名	株式会社神奈川県庁												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	神奈川 太郎												
② 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

個人事業主の方													
自宅住所	〒		—			都・道 府・県		市・区 町・村					
フリガナ													
氏名													
③ 生年月日	西暦				年			月			日		

④ 日中連絡先			
日中連絡が 取れる方	フリガナ	カンナイ ジロウ	
	氏名	関内 次郎	電話番号 123-456-7890

1 / 8

① 申請日

申請書の作成日を記入してください。

② 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

③ 生年月日

西暦で記入してください。

④ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を記入してください。事務局から申請に関するお問合せをすることがあります。

※画像はサンプルのため、実際の申請書をご確認の上、申請してください。

**営業許可証に記載のある営業者が、
全店舗について一括して申請してください。**

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） 交付申請書 記入例②

2 申請金額

⑤ 時間短縮営業等を実施した全店舗数	1 店舗
⑥ 申請金額	124 万円 ※ 各店舗における「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「(3) 当該店舗の交付申請額合計」の総合計額を記載してください。

3 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4		
	支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3		
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの か)かがワケンチョウ								

※ 口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

2 / 8

⑤ 時短営業等の実施店舗数
要請に協力し時短営業等を実施した全店舗数を記入してください。

⑥ 申請金額

時間短縮営業等を実施した神奈川県内の全店舗、全期間の交付申請額を合算した額を記入してください。

⑦ 口座振込依頼

○振込先

- ・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
- ・口座名義人は、法人の場合は申請する法人名義、個人事業主の場合は申請者本人の名義に限ります。

○金融機関名等

- ・金融機関コードは「7.金融機関コード(P11)」をご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

○口座名義人

- ・預金通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人をそのまま転記してください。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾) 交付申請書 記入例③

4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報 (1店舗目)

【 1 店舗目 】

店舗名称	居酒屋カナガワ
営業許可年月日	平成・令和 2 年 4 月 1 日 <small>※飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記載してください。</small>
営業許可番号	[横浜市] 横浜市 〇〇 指令第 123 号 [川崎市] 川崎市指令 第 号 [横須賀市] 横須賀市指令 第 号 [上記3市以外] 第 - 号
店舗所在地	〒 231 - 8588 神奈川県 横浜市中区日本大通 1
8 本要請前の 酒類提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類を提供していた <input type="checkbox"/> 酒類を提供していなかった

(次ページにつづく)

※時短営業した店舗の情報(2店舗目以降)

対象店舗が2店舗以上ある場合、申請書の5～6ページを適宜コピーして記入してください。

8 本要請前の酒類提供の有無

本要請前の酒類提供の有無について、該当する項目にチェック(✓)を記入してください。

3. 申請書はどう書くの？

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾) 交付申請書 記入例④

(前ページからのつづき)

【 1 店舗目 】

- 通常 21 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業している店舗
県の要請に応じて、時間短縮営業等を開始した日から令和 3 年 3 月 31 日まで連続して実施することが要件 ⇒ (1)と(2)の両方 又は (2)のみ 記載
- 通常 21 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業していない店舗
県の要請に応じて、時間短縮営業等を開始した日から令和 3 年 3 月 21 日まで連続して実施することが要件 ⇒ (1)のみ 記載

⑨ (1) 緊急事態宣言中

対象期間：3月8日から3月21日までの期間 20時までの時間短縮営業

⑨ 20時までの時間短縮営業等実施期間	令和3年3月8日から令和3年3月21日まで ⑩ 14日間 ※ 時間短縮営業等の開始日(3月8日以降)を記入してください。開始日が定休日の場合は翌日以降の日付となりますのでご注意ください。
取組内容	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時(酒類の提供は11時から19時)までに短縮又は休業しました。
当該店舗の交付申請額	84万円(6万円/日 × 14日間) (最大84万円)

⑪ (2) 緊急事態宣言解除後 (通常 21 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業している店舗のみ記載)

対象期間：3月22日から3月31日までの期間 21時までの時間短縮営業

⑪ 21時までの時間短縮営業等実施期間	令和3年3月22日から令和3年3月31日まで ⑩ 10日間 ※ 時間短縮営業等の開始日は、(1)から継続して実施している場合、3月22日と記入してください。(2)から時間短縮営業等を開始した場合、開始日が定休日の場合は翌日以降の日付となりますのでご注意ください。
取組内容	通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から21時(酒類の提供は11時から20時)までに短縮又は休業しました。
当該店舗の交付申請額	40万円(4万円/日 × 10日間) (最大40万円)

⑫ (3) 当該店舗の交付申請額

⑫ 合計	124万円 ※ (1)+(2) (最大124万円)
------	---------------------------

4 / 8

⑨ 時短営業を開始した日
令和3年3月8日以降の時短営業した初日を記入してください

⑩ 時短営業した日数
各期間における時短営業した日数を記載してください。

※ 時短営業を開始した日及び時短営業した日数については、「1. 協力金(第7弾)とは?(P1)」の表をご参照ください。

⑪ 時短営業を開始した日
令和3年3月22日以降の時短営業した初日を記入してください。

⑫ 当該店舗の交付申請額
(3)合計に(1)①と(2)②の合計額を記入してください。

※ 誓約事項、提出書類チェック表も忘れずに提出してください。
(提出書類チェック表は全ての書類がそろっているか確認の上、
チェック(✓)を記入してください。)

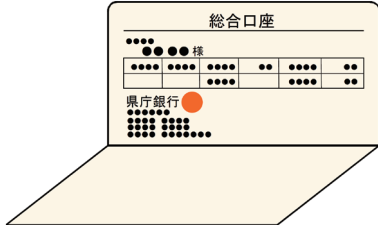
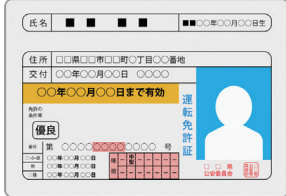
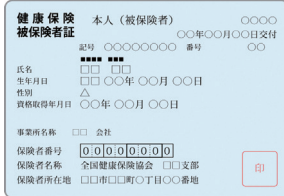
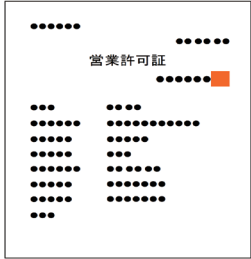



4. 必要な提出書類は？

提出書類一覧

これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、

1～9の全ての書類の提出が必要です。

また、4～8は店舗ごとの提出が必要です。

<p>1</p>	<p>交付申請書 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾) 交付申請書 3～6ページ</p>
<p>2</p>	<p>振込先の通帳等の写し 「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、 「口座名義人(フリガナ)」がわかること。預金通帳の場合、 表紙を1ページめくった中表紙の見開き。インターネットバンキング の場合、上記の情報が見られるサイトのページ。</p> 
<p>3</p>	<p>本人確認書面 個人事業主の場合のみ 運転免許証、保険証等の写し(住所等 が裏面記載の場合は裏面を含む)。マ イナンバーカードの写しの場合は表面 のみ提出してください。</p>  
<p>4</p>	<p>営業許可証の写し 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の 許可証の写し。 申請者名義であるものに限ります。</p> 
<p>5</p>	<p>従来の営業時間がわかる写真など 例) 看板やメニューの写真、ホーム ページの画面を印刷したもの。 いずれも店舗の名称が明記さ れたものがが必要です。</p>   

4. 必要な提出書類は？

6

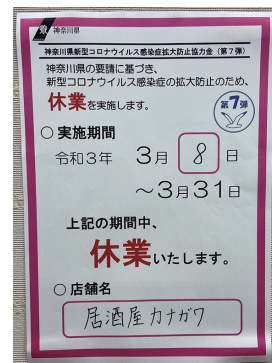
「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

協力金第7弾ホームページに掲載のひな型又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真を提出してください。

※「時短営業の案内」とは、「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（酒類の提供時間を含む）又は休業していること」及び「店舗名」が記載されているものをいいます。



▲時短営業のご案内

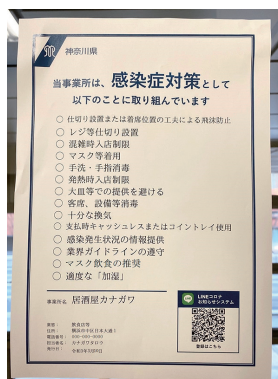


▲休業のご案内

7

県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していることがわかる写真など（休業した店舗を除く）

原則として、店先や店内に掲示した写真を提出してください。



▲県の「感染防止対策取組書」



▲市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」(横浜市の例)

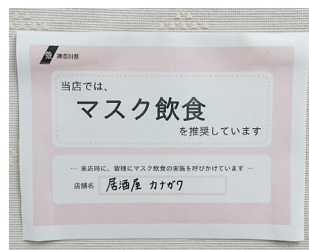
8

「マスク飲食の推奨」を案内している貼り紙等の写真など（休業した店舗を除く）

※第7弾から交付要件として追加

原則として、店先や店内に掲示した写真を提出してください。

ただし、「7」で「マスク飲食の推奨」、「マスク会食の徹底」の記載がある県の「感染防止対策取組書」を提出する場合、「8」は提出不要です。



▲「マスク飲食」を推奨している貼り紙



▲県が作成したポップ

9

当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

押印又は自署（法人にあっては代表者印の押印又は代表者の自署）したもの

5. どのように申請するの？

申請方法

郵送申請のみ

<申請書の入手方法>

①ホームページからダウンロード

②県政情報センター、各地域県政情報コーナー(各県民センター及び各地域県政総合センター内)、市役所(区役所)又は町村役場の窓口

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。

<郵送先> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県中小企業支援課 協力金(申請再受付)事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※複数の弾について申請する場合には、それぞれについて申請書類を作成していただく必要があります。

※複数の弾について申請を行う場合も、一つの封筒にまとめて送付してください。

神奈川 協力金 申請再受付

検索

交付

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振り込みます。

通知

交付となった場合は、通知しません。

不交付となった場合にのみ、申請者に通知します。

注意事項

協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について**返還**を求めます。併せて、**交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求**する場合があります。

問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請再受付)事務局

080-7581-6400、080-7581-6412

<受付時間> 月～金(祝日除く)9時～17時

6. よくあるお問合せ

Q1 第6弾と第7弾の協力金との違いは何ですか？

A1 第7弾から新たに交付要件として「マスク飲食の推奨」を追加しており、「マスク飲食の推奨」を案内する貼り紙などの掲示が必要になりました。対象期間は3月8日～3月31日で対象地域は県全域です。緊急事態宣言中の3月8日～21日については、時短営業の要請内容や対象店舗などは第6弾と基本的に同じです。緊急事態宣言解除後の3月22日～31日については、5時～21時（酒類の提供は11時～20時）までの時短営業の要請となります。通常、21時～翌朝5時の時間帯に営業している場合、時短営業を開始した日から3月31日まで連続して時短営業していただく必要がありますので、ご注意ください。
ただし、通常、21時～翌朝5時の時間帯に営業していない場合、3月22日～31日の間は、要請の対象外となりますので、時短営業を開始した日から3月21日まで連続して時短営業していただければ協力金の対象となります。

Q2 第7弾から「マスク飲食」を推奨していることが交付要件となったのはなぜですか？

A2 これまで、飲食店の皆さんには夜の営業時間の短縮をお願いしてきており、時短要請にご協力いただいた結果、夜の感染リスクは相当程度低くなったものの、昼間の飲食には制限がなく、対策が必要な状況でした。そこで、今回、新たに昼夜を問わない飲食時における飛沫対策を徹底するため、飲食店の皆様には、利用客に「マスク飲食」を推奨していただくこととしました。

Q3 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金を申請することはできますか？

A3 この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。

Q4 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗は、営業の形態や名称に関わらず、協力金の対象となりますか？

A4 原則として協力金の対象となります。ただし、テイクアウト専門店・デリバリー専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー・自動販売機コーナー・ネットカフェ・マンガ喫茶などは、時短営業要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

Q5 時短営業ではなく、休業した場合も、協力金の対象となりますか？

A5 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も、協力金の対象となります。なお、第7弾の時短営業要請の全期間、休業した場合、県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」及び「マスク飲食の推奨」を案内する貼り紙は掲示不要です。ただし、営業の再開に当たっては、必ず「感染防止対策取組書」及び「マスク飲食の推奨」を案内する貼り紙等の掲示をお願いします。

Q6 20時（緊急事態宣言解除後は21時）を超えて営業している店舗が、20時（緊急事態宣言解除後は21時）から5時までの間はテイクアウトやデリバリーのように切り替えて営業した場合、協力金の対象となりますか？

A6 時短営業要請の対象となる店舗で、20時（緊急事態宣言解除後は21時）から5時までの間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

7. 金融機関コード

申請書の「3 □座振込依頼」をご記入の際には、次の金融機関コード表をご参照ください。
 なお、下表に記載のない金融機関であっても振込可能です。

■都市・地方銀行

あおぞら銀行	0398
神奈川銀行	0530
きらぼし銀行	0137
群馬銀行	0128
静岡銀行	0149
静岡中央銀行	0538
新生銀行	0397
スルガ銀行	0150
大光銀行	0532
第四北陸銀行	0140
東京スター銀行	0526
東日本銀行	0525
北陸銀行	0144
みずほ銀行	0001
三井住友銀行	0009
三菱UFJ銀行	0005
山梨中央銀行	0142
ゆうちょ銀行	9900
横浜銀行	0138
りそな銀行	0010

■信託銀行

みずほ信託銀行	0289
三井住友信託銀行	0294
三菱UFJ信託銀行	0288

■その他

商工組合中央金庫	2004
中央労働金庫	2963

■信用金庫

かながわ信用金庫	1281
川崎信用金庫	1283
さがみ信用金庫	1288
さわやか信用金庫	1310
芝信用金庫	1319
湘南信用金庫	1282
城南信用金庫	1344
西武信用金庫	1341
世田谷信用金庫	1348
多摩信用金庫	1360
中米信用金庫	1289
中南信用金庫	1290
平塚信用金庫	1286
山梨信用金庫	1386
横浜信用金庫	1280

■信用組合

小田原第一信用組合	2315
神奈川県医師信用組合	2304
神奈川県歯科医師信用組合	2305
相愛信用組合	2318
ハナ信用組合	2277
横浜華銀信用組合	2307
横浜幸銀信用組合	2306

■農業協同組合

厚木市農業協同組合	5152
神奈川県信用農業協同組合連合会	3014
かながわ西湘農業協同組合	5147
神奈川つくい農業協同組合	5162
県央愛川農業協同組合	5153
さがみ農業協同組合	5131
相模原市農業協同組合	5159
湘南農業協同組合	5137
セレサ川崎農業協同組合	5123
秦野市農業協同組合	5140
三浦市農業協同組合	5130
よこすか葉山農業協同組合	5128
横浜農業協同組合	5114

■問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大
 防止協力金(申請再受付)事務局
 080-7581-6400、080-7581-6412

■受付時間 月～金(祝日除く) 9時～17時